

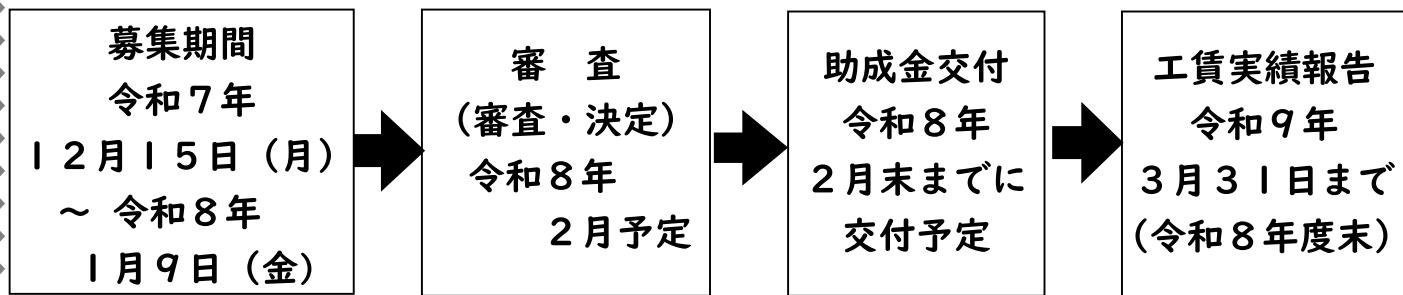
令和7年度 助成金追加募集のご案内

# 工賃の増額をお考えの事業所の皆さん

## 受注拡大および販路開拓助成金

### 追加の募集をします！

- ・対象団体：受注業務や自主生産品販売を行う団体・事業所（区立施設、今年度交付を受けた事業所を除く）
- ・対象事業：工賃の増額が図られる開発および設備投資
- ・助成金額：原則1団体 最大20万円まで  
3事業所程度(対象経費の3/4以内)
- ・詳細は裏面に掲載しています。



※申請希望の方は、まずはお電話 (03-3948-6501)にてご連絡ください



連絡期間: 令和7年12月15日(月)～令和7年12月24日(水)

申請期間: 令和7年12月15日(金)～令和8年1月9日(金)

## 受注拡大および販路開拓助成金 追加募集 応募案内

### ◆助成対象団体

練馬区内の受注業務または自主生産品販売等を行う団体および事業所

※同年度内の申請で、すでに交付済の事業所および区立施設を除く

### ◆助成対象事業

次の要件に該当するもので、工賃の増額が図られる開発および設備投資等

- ① 受注拡大および自主生産品製作に必要な設備投資
- ② 販路開拓のための取り組みに係る費用
- ③ その他工賃の増額を図るための取り組みに係る費用

### ◆助成金額

原則1団体あたり、最大20万円まで（対象経費の3/4以内）

合計3事業所程度に助成

### ◆申請の手続き

レインボーワークへ電話連絡後、交付申請書に下記の書類を添えて、応募期限内に練馬区社会福祉協議会の窓口へ持参する

- ①申請事業の実施計画書
- ②申請事業の見積書及び商品の詳細や型番、概要のわかるカタログ等
- ③団体および事業所の定款、規約、会則のうちいずれか
- ④団体および事業所の役員名簿
- ⑤その他、会長が必要と認める書類

### ◆助成の決定等

助成金の交付にあたっては、審査会を開催し、提出された申請書類による審査を行うとともに、必要に応じて申請団体等によるプレゼンテーションを実施する

交付の決定・不決定については、通知書により通知する

### ◆実績報告

助成金の交付を受けた団体は助成金の決定に係る会計年度内に執行し、速やかに領収書の写しを提出すること

※注意：申請内容（購入品の欠品、金額など）に変更があった場合は必ず連絡すること

※注意：購入の際、申請書記載の申請事業総額を下回ってしまいそうな場合は必ず連絡すること  
助成金活用の実績報告書を翌年度末までに提出しなければならない

### ◆決定の取り消し

次に該当した場合には、助成金交付決定の全部または一部を取り消す

- ①偽りその他不正手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- ②助成金を他の用途に使用したとき
- ③助成金交付の決定内容または法令等に違反したとき

※既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる